

2015くらしのサポーター通信

通信販売の定期購入トラブルに御注意！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

- ・通信販売の定期購入トラブルに御注意！
- ・衣類のポケットに入れたライターの事故に御注意！

□ お知らせ

□ くらしのコラム

1千円

～千円でよいか～

通信販売は利用の仕方によっては便利なものですが、消費者情報センターに寄せられる通信販売に関する相談は、増加傾向にあります。

「新聞広告を見て健康食品を注文したら、1回限りだと思っていたのに定期購入になっていた」「インターネットでお試しのサプリメントを購入したら定期購入になっていた」など、通信販売の定期購入に関するトラブルが近年、増加しています。

<事例1>

【相談】

1か月前、新聞の折り込み広告を見て、定価1万800円の商品が5,000円で購入できるという化粧水と化粧石けんのお試しセットを、チラシに付いていたハガキで注文した。その後、業者から留守番電話に連絡が入っていたが、再注文するつもりはなかったので無視していた。昨日、お試しセットと同じ商品が届き、1万800円の振込用紙が同梱されていた。不審。(50歳代 女性)

【アドバイス】

消費者は、5,000円の割引価格が、定期購入コースの第1回目の特別価格であるという契約条件を見落としていました。定期購入契約の解約について業者と話し合うよう助言しました。

●定期購入することを条件に、初回だけ価格が安くなるという契約条件を見落としていて、トラブルとなるケースが増加しています。通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。

<事例2>

【相談】

2か月ほど前、SNSに表示された広告を見て、ダイエットサプリメントの体験版が300円の送料だけで購入できると思い、クレジットカード決済で注文し、海外から商品が届いた。3日前にクレジットカード会



社から届いた利用明細を見ると、送料300円のほかに定期購入の初回分代金3万円が請求されることになっている。不審に思いネットで業者のサイトを調べてみたら、体験版を購入すれば自動的に定期購入になると書いてあったが、注文時にそのような記載はなかった。業者の連絡先は海外で、電話をしたが外国人が出るので解約を伝えられない。どうすればよいか。（30歳代 女性）

【アドバイス】

業者に「定期購入を契約した覚えはないので代金は支払わない」というメールを送ることと、クレジットカード会社に支払い停止の抗弁書を送ることを助言しました。

インターネット通販やSNSを利用するときは、次のことに注意してください。

●SNSの広告は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないことがあります。広告や契約条件が表示されている画面を保存したり印刷しておく、トラブルが発生したときに役に立ちます。

●「大手SNSに表示される広告だから、リンク先も安心できる通販サイトだろう」といった思い込みをせず、通販サイトの表示や利用規約を読んだり業者の評判を調べるなど、信頼できる業者かどうか確認してください。信用性が確認できないサイトでは商品注文したり、クレジットカード情報を入力したりしないようにしましょう。

●インターネット通販の場合、通販サイトが日本語で書かれていても、海外の業者であることがあります。海外の業者との取引ではトラブルになった際、業者の所在地や連絡先が確認できない、業者と日本語でやり取りをすることが難しい等、解決が難しくなります。

インターネット通販で買いものをするときは、業者の所在地が海外である可能性も考え、購入するかどうか慎重に検討しましょう。

衣類のポケットに入れたライターの事故に御注意！

1 概要

消費者庁の事故情報データベースには、ライターを衣類のポケットに入れた際に衣類が焼けたという事故情報が43件寄せられており、うち21件でやけどの危害が発生しています。

このうち事故調査が行われた9件の結果をみると、その大部分（7件）が残り火（着火レバーから指を離しても火がついている状態）が原因と考えられる事故です。

衣類のポケットに入れたライターの火が衣類に燃え移った場合、やけどが発生する可能性が高く、最悪の場合、死亡する可能性もあります。



残り火の再現画像（NITE）

2 事故事例

＜残り火が原因と考えられ、製品に起因しない偶発的事例＞

【事例1】使用後の使い切りライターをシャツの胸ポケットに入れたところ、シャツが燃えた。調査の結果、内部に入り込んだ砂状の異物によって、着火レバーの正常な動作が阻害され、微量なガスが漏洩して残り火が発生したため、シャツに引火したものと推定される。

＜残り火が原因と考えられ、製品自体の不良に起因する事例＞

【事例2】使い切りライターを使用し、消火を確認してシャツのポケットに戻した数秒後に発火した。すぐに消火したが、シャツのポケット部分が焼け、下着も少し焦げた。調査の結果、製造工程での着火レバーの組み込みが不十分であったために、ガス弁が完全に閉じず小さな残り火が発生するという製品自体の不良と推定される。

＜残り火が原因と考えられ、製品起因か否かを含め事故原因の特定に至らなかった事例＞

【事例3】使い切りライターの火が衣服につき、火傷を負って治療期間1か月以上の重傷。調査の結果、押しボタンが戻っていないことに気付かず、胸ポケットにしまったため、衣類に着火したものと推定される。押しボタンの戻りが悪い原因は不明であり、製品起因か否かを含め原因特定に至らなかった。

3 消費者の皆様へ

（1）残り火の事故を防止しましょう

ライター使用後は火が完全に消えていることを確認しましょう。ライターの通常使用時の火の大きさに比べて残り火は小さく、消費者が気付きにくいと考えられます。

着火レバーとノズルネジの間に挟まったごみ等の異物は、残り火の原因となり得るため取り除きましょう。蓋のないタイプのものは、ごみ等が付着しやすいので特に注意してください。残り火の原因となるので、10秒以上点火しないでください。

（2）意図しない着火を防止しましょう

ライターを保管する際は、他の物と接触しないようにしましょう。ライターの着火スイッチが他の物と接触し、意図せずに着火する危険性があります。机の中等で、引き出しの開閉に伴ってライターの着火レバーが押されたと疑われる事例が散見されます。

（3）PSCマークの付いた製品を使用しましょう

PSCマークの付いた製品を使用しましょう。火炎の消火速度、耐熱性等の安全基準を満たし、「火炎が消えていることを確認すること」、「10秒以上点火しない」等の注意事項が表示されたライターのみが、PSCマークを表示できます。

（4）ライターの保管場所に注意しましょう

ライターを子どもの手の届く所に置かないでください。子どもの火遊びによる火災の危険があります。また、ライターを、車のダッシュボードの上やガスコンロ、ストーブの近くなど、高温になる場所や火を使う場所には置かないでください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110

・啓発受付 088-625-8285

・事務担当 088-623-0612

・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

お知らせ

くらしのサポーター・消費生活コーディネーター 交流会を開催します

くらしのサポーターと消費生活コーディネーターの皆様に交流いただき、活動の輪を広げていくことを目的に「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」を開催します。

1 日時及び場所

平成27年10月26日（月）13:15～15:30

ホテルサンシャイン徳島 新館アネックス3階 鳳凰の間
（徳島市南出来島町2丁目9 電話088-622-2333）

2 内 容

「見守り活動のサポーター、消費生活コーディネーターに
できること」～高齢者向け模擬情報誌を作ってみよう～

3 講 師

・片山 仁子 氏

（公財）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント
協会西日本支部四国部会

・長尾 和子 氏

徳島県消費生活啓発講師、徳島県金融広報アドバイザー

4 申込み

10月16日（金）までに、電話、ファクシミリ又は
メールでお申し込みください。

くらしのコラム

9月9日～菊の節句～

9月9日、重陽の節句はあまり知られていないが、興味のある
日だ。陽とは奇数で陰の偶数より好まれ、一桁の陽の最大の数字
が9であり、その陽が重なるのが重陽である。

日本では平安時代に菊の酒を楽しみ、芭蕉の句に「草の戸や
日暮れてくれし 菊の酒」があるが、広がりは見られない。た
だ、菊の節句（旧暦）を境にして燗酒が美味しくなると言われ
た。

また、9（きゅう）と9（きゅう）で「きゅうきゅうの日」、
すなわち「救急の日」でもあり、119番通報や救急医療などへの
関心や理解を深める日でもある。

9が苦で重なり苦々の日では辛いものがある。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

10月からマイナンバー
が通知されることに関連し
て、「口座番号を教えてほ
しい」「個人情報进行调查
する」などといった不審な電
話が掛かってきたという相
談が他県の消費生活セン
ターに寄せられています。

不審な電話はすぐに切
り、来訪の申し出があっても断ってください。少しでも不安を感じたら、消費者
情報センターまで御相談く
ださい。